

平成 24 年 7 月 10 日(火) 医師連盟だより掲載

## 民主党栃木県支部連合会「平成 25 年度概算要求ヒアリング」について

去る平成 24 年 6 月 28 日に民主党栃木県支部連合会事務所で開催されました、標記ヒアリングにおいて、太田委員長はじめ前原副委員長、田中常任幹事が出向き、特に重点項目として①医療機関における控除対象外消費税問題の抜本解決、②社会保険診療報酬に対する事業税非課税の存続、また医療法人の自由診療分の事業税については特別法人としての軽減税率の存続について、別記 1 のとおり要望しました。



**【要旨】**

われわれは、地域医療を守り国民の健康維持・増進を図るために日々努力をしており、これからも世界に冠たる国民皆保険制度を堅持し、すべての国民が安全、安心、そのうえで良質な医療を受けられる日本の社会保障制度の充実に向けて尽力いたします。

つきましては、日本の医療を確保するために、特に下記の2点を要望いたします。

**【概算要求要望の重点項目】****1. 医療機関における控除対象外消費税問題の抜本的解決について**

先の「社会保障と税の一体改革法案」の成立により、消費税は2014年4月には8%、2015年10月には10%に増税されることが決定いたしました。現在の消費税5%の税率において、医療機関には社会保険診療報酬の2～4%にも及ぶ控除対象外消費税（いわゆる損税）が発生しています。日医概算では全国の医療機関が毎年2200億円の余分な税金を納めていることになり、これが医療機関の経営を著しく圧迫していることは自明です。控除対象外消費税を解消する為に1989年（導入時、3%）と2007年（5%）の診療報酬改定の際に合計1.53%（0.76%+0.77%）が診療報酬に上乗せされましたが、上乗せ額が著しく不十分な結果、すべての医療機関における「損税」問題が20年以上にもわたり継続発生することになりました。この間、この消費税の仕組みの欠陥に起因する損税問題を放置した国に対して2010年9月に兵庫県4医療法人が「憲法に反する著しく不当な負担」を強いられているとして損害賠償請求訴訟を起こしました。まもなく結審し年明けには判決が言い渡されると予想されています。日医・四病協におきましても政府に対する2011年度税制改正要望9項目のトップに、この控除対象外消費税問題の解消を挙げております。2012年3月、厚労省の鈴木医療課長は消費税問題も中医協のなかでの議論を表明し、国として「損税」解決に関与する姿勢を見せましたが、4月11日の中医協総会においては厚労省の唐澤審議官が「消費税8%、10%までは高額な投資への対応と診療報酬制度で手当するというのが政府全体の決定」との温度差のある発言に違和感を覚えた委員もいて物議を醸したと報道されています。

- ①消費税5%の現在においても速やかに制度上の欠陥を質し医療機関の損税発生を解消して欲しい。
- ②8%の際は時間的余裕もないので取り敢えず、診療報酬で損税部分の手当をすることは容認するが高額な投資へ対応はしっかりお願いしたい。
- ③10%になったときは、ゼロ%課税、かつ患者の負担が増えない仕組みでの対応を要望いたします。

**2. 社会保険診療報酬に対する事業税非課税。医療法人の自由診療分の事業税については特別法人としての軽減税率（制度の存続）**

平成24年度税制大綱（閣議決定）におきまして医師会の要望項目、上記表題の制度を存続していただきまして厚く御礼を申し上げます。

この制度は平成25年度の税制改正におきましても引き続き検討するということになっております。医療の公共性、非営利性に鑑み、ならびに元来、行政が行うべき住民に対する医療サービスの代行などは住民の高齢化も手伝って複雑さを増しています。公益性も加味した日常活動に励む医師会員、医療機関に対して引き続き事業税非課税、特別法人としての軽減税率の存続を要望いたします。

栃木県医師連盟  
常任幹事 田中昌宏